

# 米子市生活排水対策方針（令和8年3月改定）

【概要版】

## 方針の要旨

環境衛生の向上や公共用水域の保全を図るため、本市の生活排水対策について、計画的かつ総合的に推進することを目的としている。

## 方針の位置付け

水質汚濁防止法第14条の9の規定に基づく、「生活排水対策推進計画」と位置付け、国や県の構想をはじめ本市の関連計画等との連携を図り、生活排水対策を実施していくもの。

## 改定の経緯

- ① 国は公共下水道の新規整備に対し、令和8年度末までは国庫補助金を重点配分する「10年概成方針」（以下、「10年概成」）を示しているが、令和9年度以降の国庫補助制度は不透明であり、新規整備量の確保が見込めない状況にある。
- ② 合併処理浄化槽による排水対策は、下水道と同様に水質浄化能力があり、個人のニーズに対し柔軟に対応できる。  
⇒ **排水対策効果の早期発現が期待できる。**

### 【生活排水対策方針の見直し】

公共下水道の計画区域を見直し、計画区域外においては、合併処理浄化槽の普及促進を主体とした効率的かつ効果的な排水対策へ移行する。

## 各生活排水処理の整備状況や課題等

### 公共下水道

- ① 概成後の計画区域の未整備区域について、整備継続が必要（令和6年末の事業計画区域の整備率：94.6%）
- ② 水洗化率向上に向け、未接続世帯への接続勧奨が必要（令和6年度末：91.0%）
- ③ 事業開始後、半世紀を経過し、老朽化に伴う施設の改築・更新、処理場の設備更新や施設全体の再構築が必要

### 農業集落排水施設

- ① 水洗化率向上に向け、未接続世帯への接続勧奨が必要（令和6年度：89.0%）
- ② 事業着手当時に整備した処理施設の大規模修繕や設備更新が必要

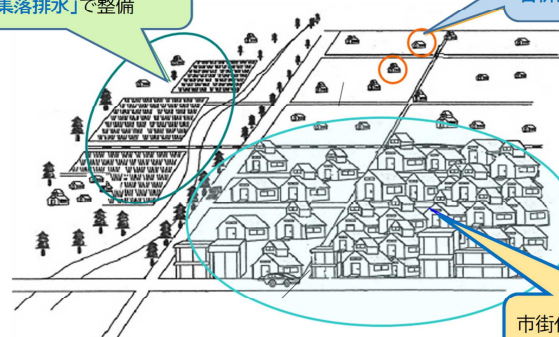
### 合併処理浄化槽

- ① 浄化槽設置にかかる補助制度による、単独処理浄化槽やくみ取り槽からの切替えの促進
  - ② 浄化槽法で定める保守点検、清掃及び法定検査について、浄化槽管理者（使用者）（※1）の責任による適正管理や法定検査の受検率向上
  - ③ 弓浜地区における合併処理浄化槽の管理者（使用者）と公共下水道使用者との経済的負担の公平性確保
- ※1 浄化槽管理者とは、浄化槽法に基づき、「浄化槽の所有者、占有者など浄化槽の管理について権原を有するもの」をいい、アパート等の賃貸住宅では浄化槽管理者と使用者が異なる場合がある。

上記を踏まえ、次のとおり今後の方針を定め、生活排水対策を推進する。

主に農村部については、「農業集落排水」で整備

農集集落排水及び公共下水道以外は、「合併処理浄化槽」で整備



市街化区域及び一部の調整区域は、「公共下水道」で整備

## 今後の生活排水対策方針について

### 本方針の基本的な考え方

- ① 概成後における汚水処理人口普及率と水洗化率の更なる向上
- ② 老朽化対策や災害対応など、安心・安全で持続可能な生活排水対策の推進

### 各生活排水処理施設における今後の方針

#### 公共下水道

- ① 未整備区域の整備を計画的に行い、更なる汚水処理人口普及率の向上
- ② 水洗化率向上に向けた、未接続世帯に対する効果的な接続勧奨
- ③ スtockマネジメントによる改築・更新や「米子市下水道施設全体最適計画」に基づく施設の機能集約、適正な施設規模の設定等
- ④ 防災・減災に向けた対策

#### 農業集落排水施設

- ① 水洗化率向上に向けた、未接続世帯に対する効果的な接続勧奨
- ② 「米子市下水道施設全体最適計画」に基づく公共下水道への編入を含む、施設の効率的な運営体制の構築

#### 合併処理浄化槽

- ① 補助制度の拡充検討
- ② 補助制度の効果的な普及・啓発活動による合併処理浄化槽への切替え勧奨
- ③ 啓発活動等による浄化槽管理者（使用者）への適正な維持管理の指導強化